

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表一件

福島県監査委員

監査公表第13号

平成29年2月14日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年5月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

28財第2929号
平成29年3月27日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 ㊟

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成29年2月1日付け28福監第260号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 福島空港事務所
監査対象年度 平成27年度
監査実施年月日 平成28年11月15日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	

前々回の監査において指摘のあった調定の時期遅延について、今回も同様の事案があり、前回の監査でも指摘をした内部牽制が不十分である。

「事実」

平成26年度及び平成27年度実施の定期監査において、調定の時期遅延や内部牽制について指摘を受け、今後同様の事例がないように進行管理を徹底し内部チェック機能を充実させる旨の処理結果を報告したにもかかわらず、平成27年度の甲株式会社年間土地使用料55,740円について、平成27年4月1日付けで調定すべきところ、平成28年1月4日に調定しており、内部チェックが機能していない。

「是正・改善等の意見」

行政財産の使用料収入事務について、3年連続して指摘事項とされたことを重く受け止め、組織としての内部牽制が確に行われるようチェック体制を早急に確立し、関係規程に基づいた適正な歳入事務処理を行うこと。

調定の時期遅延が発生しないよう、時期、相手方、金額、納入日等を記載した調定一覧表を作成するとともに、担当者及び決裁権者それぞれが保管し、作業ごとに確認するなどチェック体制の強化を図ります。また、担当者の異動による処理漏れを防止するため、事務引継の際に、調定一覧表等の添付を徹底するとともに、決裁権者等が事前に引継内容を把握することで確実に引継ぎを行うなど、関係規程に基づいた適正な歳入事務処理に努めてまいります。

(監査総務課)

監査公表第14号

平成29年3月28日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年5月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎
29財第219号
平成29年4月18日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 ㊟

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成29年3月15日付け28福監第293号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 消防学校
- 監査対象年度 平成28年度
- 監査実施年月日 平成29年2月1日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 物品の管理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 劇毒物の物品出納簿について、現在高</p>	<p>劇毒物の物品出納簿については、全ての劇毒物の現在高を確認し、一致させるとともに、品目に誤記があったものについては、修正しました。</p>

が現物と一致していないもの及び品目に誤記があるものがある。
 また、劇毒物の表示をした場所に適正に貯蔵していない劇毒物がある。
 「是正・改善等の意見」
 物品の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

劇毒物の貯蔵については、表示をした場所（薬品庫）に適正に貯蔵するとともに、劇毒物を貯蔵している理化学準備室と理化学実習室との間の扉について、実習室側から施錠できるよう鍵の交換を実施しました。
 また、校内の内規である「消防学校における劇毒物の管理基準」を改正するとともに、「薬品の使用・管理要領」を新たに作成し、物品（薬品）を適正に管理する体制を整備しました。

- 2 監査対象機関 大笹生学園
 監査対象年度 平成28年度
 監査実施年月日 平成29年2月1日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 収入未済となっている大笹生学園使用料について、督促状を発行していないものがある。 「事実」 平成28年11月末現在で収入未済となっている大笹生学園使用料（合計115件846,012円）のうち、平成27年度調定分の2件11,602円と平成28年度調定分の20件112,206円について、職員調査日（平成28年12月8日）現在、督促状を発行していない。 「是正・改善等の意見」 債権の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>当該督促状については、職員調査後速やかに督促の手続を進め、督促状発行日までに納入された平成28年度調定分の4件35,059円を除き、平成28年12月22日に発行しました。 今後は、福島県財務規則第69条の規定に基づき督促状を発行し、適正な債権の管理に努めてまいります。 なお、平成28年12月22日に督促状を発行した大笹生学園使用料（平成27年度調定分の2件11,602円と平成28年度調定分の16件77,147円）については、平成29年2月28日までに全額納入されました。</p>

（監査総務課）